

原告を支える3,000万円支援募金にご協力ください!

2008年10月31日、原告29名が8地裁に、
障害者自立支援法を憲法違反とする
全国一斉提訴を行いました。

10・31東京地裁に向かう原告たち



「障害者自立支援法」は、「障害」があることによる社会的な支援を「益」とし、必要なサービスに「応益」負担を強制します。「障害があることは個人の責任」なのでしょうか。

- 地域でふつうに暮らしたい!
- はたらきたい!
- 社会に参加したい!

そんなささやかな願いや希望をかなえるのが、めざすべき方向であり、それを実現させる法律であるべきではないでしょうか。この自立支援法の根幹の考え方は、どうしても納得できません。

私たちは、同じ怒りをもつたくさんの方を代表し、勇気をもって訴訟に立ち上がった原告、家族を物心両面で支えていくことを目的として、2008年10月28日「勝利をめざす会」を結成しました。日本国憲法、障害者権利条約に反するこの法律を司法に訴え、障害者の人権保障を築く一歩にしたいと思ひます。

この訴訟運動にご理解いただき、原告、家族への支援とともに3,000万円募金にもご協力をお願いいたします。

大江春樹さん

私がいちばん言いたいのは、お金がもらいたいから働いているのに、何で利用料を払う必要があるのかということです。納得できません。

吉本春菜さんと母・裕子さん

21歳の娘・春菜は「つくしんぼう」で週5日勤務しています。母として子どもの幸せを願うし、親亡き後も健やかに安心して暮らせるようにするために決意しました。

原告の思い

秋保和徳さん、喜美子さん

人間社会の基本を問いなおす大切な訴訟だと思ひます。私たち夫婦も原告としてがんばります。

支援募金のあて先

訴訟には、多額の費用がかかり、弁護士さんにも必要最低限の費用で活動していただいています。弁護の諸経費や原告の諸活動費にご協力ください。

◆振替口座

※下記の払込用紙をお使いください。

◆振込先 ゆうちょ銀行

店名 00八(ゼロゼロハチ)
店番 008
口座番号 2582376
名義人 めざす会(メザスカイ)

私たちはこの訴訟の勝利のためのご支援とご参加を心からよびかけます

内橋克人(経済評論家)、大谷藤郎(国立ハンセン病資料館名誉館長)、落合恵子(作家)、勝又和夫(日本障害者協議会代表)、金子 勝(慶應義塾大学教授)、香山リカ(精神科医・立教大学教授)、堤 未果(ジャーナリスト)、仲村優一(日本社会事業大学名誉教授)、樋口恵子(評論家・東京家政大学名誉教授)、三澤 了(DPI日本会議議長)

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会への入会方法

下記のメールへ、①お名前、②ご住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤ご意見などを記入して送ってください。
入会者には、裁判の状況などを「メールニュース」でお知らせいたします(ご希望がある場合は、FAXも可能です)。入会金や会費はありませんが、裁判費用などを支えるための支援募金に、ぜひ、ご協力ください。
◆メールのあて先 syouri_mezasukai@nginet.or.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様へ通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上
貼付

印

この場所には、何も記載しないでください。